

2015年市議会11月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第31号](#) 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書
- [意見書（案）第32号](#) マイナンバー制度の円滑な導入・運営に係る財源確保等、地方公共団体の負担軽減を求める意見書
- [意見書（案）第33号](#) ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の健康保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書
- [意見書（案）第34号](#) 地方大学の機能強化を求める意見書
- [意見書（案）第35号](#) 公立中学校夜間学級（夜間中学）の整備と拡充を求める意見書
- [意見書（案）第36号](#) 生活保護費削減の中止を求める意見書
- [意見書（案）第37号](#) （仮称）治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書
- [意見書（案）第38号](#) 地方自治を尊重し、沖縄県辺野古新基地建設を強行しないことを求める意見書
- [意見書（案）第39号](#) 高速増殖炉もんじゅの廃炉を求める意見書
- [意見書（案）第40号](#) 高浜原発3号機、4号機の再稼働を行わないことを求める意見書
- [意見書（案）第41号](#) 安全確保のために建築確認検査の体制整備を求める意見書
- [意見書（案）第42号](#) 国立大学法人運営費交付金の大幅削減を行わないことを求める意見書
- [意見書（案）第43号](#) TPP交渉の全貌説明と大筋合意の撤回を求める意見書

青少年健全育成基本法の制定を求める意見書（案）

【湖誠、清正、みんな提案】

明日の社会を担う青少年の健全育成は、全ての国民の願いである。しかしながら、我が国で相次ぐ少年による凶悪事件等に見られるように、青少年の心の荒廃は深刻な事態に直面している。その要因として、頻発する児童や幼児の虐待事件等に象徴される家庭の崩壊や、人格形成の場として重要な役割を担うべき学校における教育力の低下が指摘されている。また、地域社会においては、露骨な性描写や残虐な場面を売り物にする有害な図書類や番組等の問題に加え、情報通信機器の発展とともにインターネットや携帯電話等を利用した新しい有害環境も生まれている。こうした社会の現状を見ると、青少年の心の荒廃は、青少年の行動に対する大人の無関心や大人自身の規範意識の低下が原因であると言わざるを得ない。

こうした問題に対し、ほぼ全ての都道府県においては青少年の健全育成または保護育成に関する条例を制定し、一定の効果을上げてきたところであるが、各都道府県による対応にはおのずと限界がある。今こそ国には、青少年の健全育成に対する基本理念や方針等を明確にし、有害環境から青少年を守るための国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務と役割を明らかにし、これによって一貫性のある包括的、体系的な法整備が求められている。

よって、国及び政府においては、青少年を見守り、支援し、導くことは社会全体の責務であることを改めて自覚し、特に、健全な青少年は健全な家庭から育成されるという基本理念を踏まえた青少年健全育成基本法を制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

マイナンバー制度の円滑な導入・運営に係る財源確保等、地方公共団体の負担軽減を求める意見書 (案)

【公明提案】

マイナンバー制度の導入に伴い、市町村には通知カード・個人番号カードの交付について対応することが求められている。

これらの事務に係る経費に対し、国は、直接的なカード交付経費は地方公共団体情報システム機構への交付金措置、市町村が行うカード交付事務に係る経費は、平成 27 年度は個人番号カード交付事業費補助金での対応としている。

しかし、この市町村への個人番号カード交付事業費補助金は、国が平成 27 年度に予算化した 40 億円を市町村の人口比で案分した額によって交付が行われるものであるために上限額が非常に低額である。このため、本来全額を国庫負担とすべき経費であるにもかかわらず、市町村も多額の財政負担を強いられることになってしまっている。

また、平成 28 年度以降についても、個人番号カードは相当数の交付が見込まれる状況であるが、現時点ではこれらに対して十分な補助金額が確保されるのか明確ではない。

よって、国及び政府においては、マイナンバー制度の導入・運営に係る地方公共団体の負担を軽減するために特段の配慮をするよう、下記の事項について強く要望する。

記

1. 平成 28 年度以降についても、地方公共団体情報システム機構に支払う交付金の全額を国の負担とし、十分な予算措置をすること。
2. 円滑な個人番号カード交付事務を行うため、人員の確保やシステム整備経費などの事務処理に必要な経費の全額を国の負担とし、十分な予算措置をすること。
3. 地方自治体の予算編成等に支障が出ないよう、補助金交付やシステム改修フローなど、円滑な制度導入準備のために必要な情報を適時適切に提供すること。
4. マイナンバー制度のスムーズな導入に向けて、地方公共団体職員や地域の事業者に対する研修用ガイドブックの作成、研修会の開催など十分な支援を実施すること。
5. 配達できなかった簡易書留郵便の受取人所在調査に要する経費の負担軽減を図ること。
6. マイナンバー制度導入時の混乱に乗じた詐欺の防止や個人番号カードの円滑な交付の推進のための周知広報への支援を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の健康保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書（案）

【公明提案】

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃により、脳脊髄液が漏れ、頭痛、めまい、吐き気、倦怠感等のさまざまな症状があらわれる病気である。その症状は外見的にはわからないため、患者及び家族は医療関係者や交通事故時の保険関係者の無理解により、肉体的、精神的な苦痛を味わってきた。

国は、平成 19 年に厚生労働省研究班を立ち上げ、平成 23 年には脳脊髄液減少症の一部である脳脊髄液漏出症の診断基準が定められた。また、平成 24 年にはブラッドパッチ療法が先進医療として承認され、平成 26 年 1 月に行われた先進医療会議においては、ブラッドパッチ治療の有効率は 82% と報告されている。さらには、外傷を機に発生する脳脊髄液の漏出についての診断基準の研究もなされているところであり、こうした中でブラッドパッチ療法の健康保険適用が切に望まれているのである。

よって、国及び政府においては、下記の事項について早期に実現するよう強く要望する。

記

1. 脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）を健康保険適用とすること。
2. 厚生労働省の研究事業において、18 歳未満の症例を加えること。
3. 脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

地方大学の機能強化を求める意見書（案）

【公明提案】

地方創生に向けた政府の総合戦略においては、地方大学の果たす役割が重視されており、特に地域ニーズに対応した人材育成や地方の抱える課題の解決への貢献、地元企業への就職率の向上、地元への若者の定着など、これまで以上の取り組みが期待されている。しかし、国立大学の運営費補助金は年々削減され、教育の質の低下や将来的な学生定員数の削減につながりかねない状況にあり、私立大学においても少子化の進行による定員充足率の低下や私学助成の減額が大学経営そのものに大きな影響を与えている。

地方創生に向け、地域と大学がこれまで以上に積極的に取り組もうとする中、こうした事態は、若者の地元定着や地域のニーズに対応した人材育成などを阻害する要因になりかねない。

よって、国及び政府においては、下記の項目について推進するよう強く要望する。

記

1. 知の拠点である地方大学を地方創生の拠点として位置付け、地域の産業振興・雇用創出に資する研究開発、若者の地元定着や地域人材の育成につながる教育などの地方創生に貢献する取り組みに対する支援を図ること。
2. 地域ニーズに即した人材育成や技術開発をはじめ、地域課題の解決に向けた地方公共団体や産業界等と連携した取り組みに対し支援の充実を図ること。
3. 地方で若者が一定水準の専門知識を習得できるよう教育の質の確保を図るとともに、学生定員確保のため、その基盤となる国立大学法人運営費交付金の充実、私立大学に対する私学助成の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

公立中学校夜間学級（夜間中学）の整備と拡充を求める意見書（案）

【公明提案】

現在、公立中学校夜間学級、いわゆる夜間中学は全国 8 都府県に 31 校しかなく、特に北海道、東北、北関東、中部、四国、九州においては、ボランティアによる自主夜間中学はあっても夜間中学は 1 校もない。夜間中学がある地域においても、その入学要件は当該地域での在住、または当該地域での正規就労 6 カ月以上などの制約があることが多く、幅広く学習の機会が確保されているとは言いがたい。全国夜間中学校研究会は、15 歳を過ぎて義務教育が修了していない方は約数十万人にも上ると推計しているが、現状ではこうした方々が学習する場を得ることは困難な状況にあると言わざるを得ない。

学齢期に何らかの事情で就学することができなかつた方々に対して、改めて就学する機会を提供し、教育を受ける権利を保障することは国と地方公共団体の責務である。同時に夜間中学の整備・拡充と適切な活用は、地域社会の活力向上につなげることができ、さらには政府が掲げる一億総活躍社会の実現にも資する施策にもなり得ると考える。

また、夜間中学は長期滞在の外国人が日本に適応するための学習の場としての側面も持つ。実際に現在の夜間中学在籍者のうち、外国人が占める割合は 8 割を超え、その約 6 割は日本語の習得を目的としている。そうした外国人は、日本の義務教育を修了していないために就職や進学ができないうちに、日本文化や社会の仕組みについて理解していないことで日常生活にも問題を抱えていることが多く、夜間中学の整備と拡充はその解決に非常に有効である。

以上のことから、夜間中学の整備と拡充が地域社会や我が国にもたらすものは非常に大きいと言える。

よって、国及び政府においては、夜間中学の整備と拡充のために下記事項を迅速に実施するよう、強く要望する。

記

1. 年齢や国籍そして居住地に関係なく希望する誰もが学べる夜間中学の全都道府県への設置を促進すること。
2. 義務教育未修了者や在留資格を持つ外国人が、夜間中学の情報を入手しやすいように配慮した広報の展開や、自主夜間中学においては低所得者に対する授業料を減免するなど、誘導策を推進すること。
3. 夜間中学における日本語教育のため、教員の加配を含めた専門家の配置に、国と都道府県が連携して財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

生活保護費削減の中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

安倍政権による大規模な生活保護費の削減が続いている。今年 11 月からは、暖房で光熱費などが増えることに対応するために支給される冬季加算が減額された。生活保護費では既に生活扶助、住宅扶助の削減が強行され、生活保護受給世帯の生活に大打撃を与えており、その上本格的な寒さの到来を前に冬季加算まで削減することは、生活保護受給世帯に追い打ちをかける冷たい仕打ちである。

生活保護費の冬季加算は、暖房のため需要増が避けられない灯油代や電気代を賄うため、11 月から 3 月まで生活扶助費に上乗せして支給される。豪雪・山間地域など寒さが厳しい地域にとってはもちろん、全国どこでも冬を越す上で必要不可欠な加算である。命綱ともいえる加算を今年の秋から総額 30 億円も削減することは許されない。冬季加算が削減されてしまえば、この冬、最低限の暖房すら確保できず、風邪やインフルエンザなどが重症化する世帯も生まれてしまうのではないかと危惧される。

生活保護費は、これまでから大きく削減され続けてきた。

2013 年からは食費・光熱水費などに充てる生活扶助費を 3 年間で 670 億円、2013 年末には年末年始の出費に対応するための期末一時扶助を約 70 億円削減し、今年 7 月からは家賃として支給される住宅扶助費を 3 年かけて約 190 億円削減しようとしているなど、相次ぐ削減により、暮らしの安心、住まいの安定が、次々に崩されている。消費税増税やアベノミクスで食料品など生活必需品の物価は上がっているにもかかわらず、支給額が減額されるばかりでは暮らしが成り立たないのは明らかである。

生活保護費の削減は、国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障する憲法第 25 条、個人の尊厳・幸福追求権をうたう憲法第 13 条に反するものである。

よって、国及び政府においては、憲法を守り、生活困窮者の暮らしと健康を脅かす生活保護費削減を直ちに中止することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(仮称) 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書 (案)

【共産党提案】

1925年(大正14年)に制定された治安維持法は、その後、拡大解釈や改正によって、国民主権を唱え平和を求めて戦争に反対する組織や人も取り締まりの対象となり、濫用され、多くの人たちが弾圧され犠牲となった。日本がポツダム宣言を受諾して終戦を迎えた後の昭和20年11月に廃止されるまでの20年間で逮捕・拘留者は数十万人、検挙者は68,274人、拷問により虐殺された者93人を含む獄死などの関連死亡者は500人以上に上る。滋賀県でもわかっているだけで68人が犠牲となっている。

ドイツでは、戦争犯罪と人道に反する罪に時効はないという国際法に基づき、今でもナチスが行った数々の行為にかかわる戦犯を追及し、その被害者には国内外を問わず謝罪を繰り返し、被害補償を行っており、イタリアでも国家賠償法を制定し、政府による謝罪と賠償が行われている。また、戦争及び人道に対する罪に対する時効不適用条約を批准していないアメリカ、カナダでも、戦争中の日系人の強制収容に対して国による謝罪と賠償を行っている。

しかし我が国では、これまで何ら補償は行われていない。治安維持法の制定から今年で90年が経過し、犠牲者もそれぞれ高齢に達していることに鑑み、一刻も早く政府の謝罪と賠償を実現することは、人道上当然の責務であり、再び戦争と暗黒政治を許さない証となるものである。

よって、国及び政府においては、治安維持法は悪法であったことを認めること、治安維持法犠牲者に謝罪し賠償を行うこと、治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること等を盛り込んだ(仮称)治安維持法犠牲者国家賠償法を早急に制定することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地方自治を尊重し、沖縄県辺野古新基地建設を強行しないことを求める意見書（案）

【共産党提案】

戦後70年を経てもなお、日本全土の0.6%の面積しかない沖縄に、在日米軍施設の74%が集中し、沖縄県民を苦しめ続けている。普天間基地を含む沖縄の米軍基地は、米軍が住民を収容所に入れている間に強制接収したものであり、これを返す代わりにほかの基地を差し出せというのは、沖縄県民の人権を無視した理不尽極まりない仕打ちである。

政府は9月12日、沖縄県との集中協議のために中断していた名護市辺野古への米軍新基地建設に向けての作業の再開を強行した。集中協議では、沖縄の米軍基地形成に係る歴史的事実、沖縄の現状、県民の心を踏まえた沖縄県の主張に道理と大義があるとの沖縄側の訴えに対し、辺野古への新基地建設が唯一の解決策と固執する政府の姿勢が浮き彫りとなった。

沖縄県民の8割が辺野古新基地建設に反対し、去年は沖縄県知事選挙、名護市長選挙や衆議院議員総選挙など一連の選挙で新基地反対派が圧倒的な勝利を重ね、これ以上ない形で沖縄の民意は示された。また、全国の世論調査でも新基地建設反対の声は過半数を超え、国際的にも有識者の声明が出され、米国のバークレー市議会でも新基地に反対する決議が可決されるなど、新基地建設反対の意思が大きく広がりつつある。

憲法上、国と地方は対等な関係にあり、地方自治の否定は国民の基本的な人権の否定でもある。政府は、県内外の声を重く受け止めて、新基地建設作業を直ちに中止し、沖縄の立場で米国と交渉をやり直すべきである。

よって、国及び政府においては、圧倒的民意を無視した辺野古新基地建設工事再開は行うべきではなく、地方自治と住民の生命・安全を守る立場から、新基地建設を強行しないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高速増殖炉もんじゅの廃炉を求める意見書（案）

【共産党提案】

日本原子力研究開発機構の高速増殖炉もんじゅについて、原子力規制委員会は、同機構が「もんじゅの出力運転を安全に行う主体として必要な資質を有していない」として同機構に代わる適当な運転主体を示すよう、所管する文部科学大臣に勧告した。

もんじゅについては、2012年に多数の機器の点検漏れが発覚し、その後も管理上の不備が相次いだ上、機器の点検間隔に関わる安全重要度分類の誤りも新たに判明している。

もんじゅは、原発の使用済み核燃料から再処理で取り出した毒性の強いプルトニウムを燃料に使い、使用した以上の燃料を生み出すとして「夢の原子炉」という触れ込みで政府が開発を進めてきたが、試験運転中のナトリウム漏れによる火災・爆発や燃料交換機の落下事故など、相次ぐ事故でこの20年ほとんど動いてはいない。

勧告は、同機構に代わって「出力運転を安全に行う能力を有すると認められる者」を具体的に特定すること、特定が困難な場合は「もんじゅが有する安全上のリスクを明確に減少させるよう」もんじゅの在り方を抜本的に見直すことを要求している。

しかし、高速増殖炉は一般の原子炉と異なり、炉の冷却に水や空気に触れると爆発的に反応する液体金属ナトリウムを使用するため、その危険性ははるかに大きく、世界的には開発から既に撤退している状況である。

研究開発に対し、これまで投じられた税金は既に1兆円規模に上り、現在も毎年200億円近くの前算が計上されているなど、多額の経費がかかっているが、安全に使用できないものにこれ以上税金を投入すべきではない。

よって、国及び政府においては、直ちにもんじゅの廃炉を決断するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高浜原発3号機、4号機の再稼働を行わないことを求める意見書（案）

【共産党提案】

関西電力は高浜原発3、4号機について、来年1月以降の再稼働を計画している。しかし、その際の同意権は福井県と高浜町にあるとして、その他の関西自治体の同意は必要ないという考えである。

関西広域連合は、平成26年12月と平成27年4月、国に対し「UPZの区域を含む周辺自治体と事業者との安全協定については、事業者に対し、立地自治体並みの内容とし、早期締結に応じるよう指導すること」、「再稼働の判断に当たっては、安全を第一義として川内原子力発電所における地元同意のプロセスによることなく、地域の実情に応じて対応すること」、「原子力災害時の広域避難対策について、実効性ある広域避難計画が早期に策定できるよう、国が主体となって必要な調整を行うこと」などの申し入れを行うとともに、「これらが実行されない中では、高浜原発の再稼働を容認する環境にない」ことを表明したが、これらの事項は現時点においても実行されていない。

政府は、原子力規制委員会が東京電力福島原発事故後に改定した規制基準に合格した原発は条件をつけず再稼働させる方針をとっている。

しかし、もともと原発は地震や津波による事故の危険性が高く、安全性の保証がない。こうした中で、原子力規制委員会は自らの適合基準の判断について「安全を保証するものではない」と述べ、責任を回避している。

国際原子力機関は平成27年8月31日に東京電力福島第1原発事故を検証した最終報告書を公表したが、その中で、日本の原発は安全だという電力事業者の根拠のない思い込みに加え、規制当局も政府も疑問をもたなかったことが事故の主な要因であり、結果として「重大な事故への備えが不十分だった」と指摘している。

一たび事故が起これば関西全域に被害が及ぶことは明らかで、同意を要するのが立地自治体だけの考えは、周辺自治体の住民が納得できるものではない。

よって、国及び政府においては、周辺自治体の住民合意のない中で高浜原発3号機、4号機の再稼働を行わないことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

安全確保のために建築確認検査の体制整備を求める意見書（案）

【共産党提案】

横浜市の大型マンションの傾きに端を発して明らかになった旭化成建材株式会社の杭打ち工事のデータ偽装は、公営住宅や学校など全国各地の公共施設にまで及び、国民は不安を募らせている。横浜市のマンションの現場責任者だけでなく旭化成建材株式会社の社員数十人が偽装に関与した疑いや、同社以外の工事でも偽装を指摘する証言が報じられるなど建設業界の構造的問題として広がりを見せている。

建物の安全性について、建築基準法は「国民の生命、健康及び財産の保護を図る」として、地震などに対して安全な構造にするために必要な基準を定め、それに適合させることを求めている。

元請け建設業者には、施工監理を行う監理技術者を置き安全を確保する責任がある。今回の問題では建物の安全にとって最も重要な基礎杭が支持層（強固な地盤）に届いておらず、杭を固定するコンクリートのセメント量のデータも偽装されており、元請けの監理責任が果たされていたとは言えない。また、建築士にも建築法令や条例で定める基準に適合するよう設計・監理することが義務づけられているが、今回の事案は、こうした安全確保のための法制度が全く機能していなかったことを示している。

そして、建物の安全性を確保すべき行政が偽装を見抜けなかったことは深刻である。この背景には1998年の建築基準法改定で、それまで地方公共団体の建築主事が行っていた建築確認検査を民間の指定検査機関でも可能にするなどした建築行政の規制緩和がある。施工主である多くの建設会社は、自社と関係が深い民間検査機関に検査を任せているのが実態である。2005年に発生したマンション耐震強度偽装事件でも民間任せの危険性が浮き彫りになり、今回のデータ偽装が再び起きたことは問題を事実上放置してきた国、地方公共団体の責任が問われる事態であることは明白である。

建設業界の重層下請け構造も、偽装発見を困難にし、責任の所在を不明確にしている。さらには販売期日を優先する元請けが、完成を急がせたことが下請けの手抜きを助長し、偽装を見抜くことができなかったことが原因とも考えられる。

今回の事件について、販売主、元請け、下請けなどは住民への被害補償など誠意ある対応はもちろんのこと、全容の公表、原因と責任の究明を急ぐべきであり、国と地方公共団体には、同様の事件を二度と起こさないよう、適切に対応していくことが求められる。

よって、国及び政府においては、地方公共団体と連携し、原因の徹底解明を行うとともに、再発防止に向けて安全性確保のための建築確認検査について体制整備並びに中立・公正な第三者による検査態勢の確立などの抜本的改善を図り、国民への責任を果たすことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国立大学法人運営費交付金の大幅削減を行わないことを求める意見書（案）

【共産党提案】

財務省が提案した大学予算削減のための国立大学法人運営費交付金の大幅削減は、財政制度等審議会に示され、了承された。これは高等教育に対する国の責任放棄と言わざるを得ない。

今回の提案の問題点は、第一に産学連携による収入増には限界があり、交付金削減は授業料の大幅引き上げを招きかねないことである。経営難の私立大学も値上げに踏み切り、1970年代から2005年まで続いた大学全体の「値上げの連鎖」が復活することが危惧される。現在、大学4年間の必要費用は約670万円とも言われている。アルバイト漬けの学生や経済的不安を抱えながら進学に向け勉学に励む高校生に、さらなる経済的負担を強いることがあってはならない。

第二に運営費交付金の削減により、少子化に対応した規模の適正化を図る提案としているが、大学の再編・縮小を招くことになる。国立大学協会が声明で「運営基盤は急激に脆弱化しており、諸経費の高騰とも相まって危機的な状況にある」と訴えているように、教育研究費が枯渇する大学も出てきている。大学が授業料を据え置くならば、教育研究組織を大幅に縮小するしかなく、ノーベル賞の連続受賞に象徴されるような国際的に高い水準にある基礎研究の基盤を失いかねない。

18歳人口が減少するから規模を縮小するという議論は、あまりにも短絡的である。他の先進諸国と比しても日本は大学進学率が低く、社会人学生も留学生も極めて少ないのが現状である。年齢や出身を問わず、誰もが大学で学ぶことができる環境の整備こそが求められる。社会の知的基盤である大学が「学問の府」にふさわしい方法で改革を進めることは、日本社会の発展のためにも欠かせない。

よって、国及び政府においては、国立大学法人運営費交付金の大幅削減は行わず、憲法第26条が求める教育を受ける権利を保障するために、以下の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 政府主導の再編・縮小ではなく、大学の自主的な改革を支援するために、国公立の違いを超えて大学自らが大学のあり方を議論する場を設けること。
2. 私立大学も含めた財政支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

TPP交渉の全貌説明と大筋合意の撤回を求める意見書（案）

【共産党提案】

安倍政権は、日本、アメリカなどが参加する環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉に大筋合意したと発表した。国民に中身を知らせず合意を急いだ秘密交渉の危険性は明白である。合意までに何についてどう話し合われているのか等の交渉の中身が一切秘密にされてきたTPPは、大筋合意の発表後も、概要や各分野への影響が小出しに発表されるだけでまとまった説明はされていない。11月初めには交渉に参加した12カ国で協定案が発表されたが、相変わらず概要だけで、協定そのものは各国政府が調印した後、批准のために国会に提出されるとしている。

安倍政権がTPP交渉に参加した際の国会決議は、交渉によって収集した情報を国会に速やかに報告し、国民に十分な情報提供を行うよう求めていた。合意によって秘密を続ける口実がなくなった以上、合意の全体を明らかにすることこそ政府の責任である。首相らは協定の中身について説明もせず、「輸出が増え、経済成長に役立つ」、「安全保障にも役立つ」などと一方的な宣伝を繰り返すばかりで、世論調査を見ても生活に「良い影響」とするのは4人に1人、54%は「良い」と「悪い」が同じくらいと答え、政府の説明に国民は納得していない。

特に「攻めるべきは攻め、守るべきは守る」とした日本が攻めたはずの自動車輸出でも、アメリカが関税を全廃するのは30年後である。そして国会決議に基づき守ったと言う農業分野でもコメや牛肉の輸出拡大、野菜や果物の関税撤廃などが農家などに壊滅的な打撃を与えることは間違いない。

よって、国及び政府においては、TPPの全貌を明らかにするとともに、TPP交渉大筋合意を撤回することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。